

【障害福祉サービス事業者用】

練馬区施設等運営支援臨時給付金

(食材料費・その他運営費) のご案内(申請要領)

令和8年1月現在

急激な物価上昇による影響を緩和することにより、障害者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにするために、区内に所在する障害福祉サービス事業所を運営する事業者に対して、練馬区施設等運営支援臨時給付金（食材料費・その他運営費）を支給します。本案内をご一読の上、請求してください。

■ 支給対象者

練馬区内に所在し、東京都知事または練馬区長の指定または登録を受けており、令和7年10月1日以降、下表の障害福祉サービス事業所を運営し、かつ令和8年1月1日以降も運営を継続している事業者を対象とします。

令和7年11月から7年12月までに指定等を受けた事業者も対象となります。

入所系（短期入所を除く） ...請求区分A-1	・施設入所支援 ・共同生活援助
入所系（短期入所） ...請求区分A-2	・短期入所（空床利用型事業所を除く）
通所系...請求区分B	・生活介護　・自立訓練　・就労移行支援　・就労継続支援 ・就労選択支援　・地域活動支援センター ・日中一時支援事業（障害福祉サービス事業所の併設を除く） ・児童発達支援　・放課後等デイサービス
訪問系...請求区分C	・居宅介護　・重度訪問介護　・同行援護　・行動援護 ・移動支援　・就労定着支援　・自立生活援助 ・居宅訪問型児童発達支援　・保育所等訪問支援 就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、移動支援については、障害福祉サービス事業所の併設を除く。
相談系...請求区分D	・計画相談支援　・地域移行支援　・地域定着支援 ・障害児相談支援

支給対象外サービス等

- ・指定管理や運営委託により区から受託している事業所・施設
- ・補装具費代理受領事業者
- ・日常生活用具給付事業および住宅設備改善給付事業を実施する事業者

■ 支給対象期間 令和7年10月から令和7年12月まで

■ 給付額 施設・事業所の種類に応じて、つぎの金額を給付します。

【食材料費】

食材費の価格高騰等を踏まえ、食事の支援を行っている施設入所支援および共同生活支援事業所に対して、食材料費に係る給付金を支給します。

請求区分	計算式
A - 1 入所系 施設入所支援、共同生活援助	定員1人当たり給付基準額 6,000円 × 定員数

【その他運営費】

物価上昇に伴う諸経費の拡充を支援するため、運営費などに係る給付金を支給します。

請求区分	計算式
A - 1 入所系	
A - 2 入所系	定員1人当たり給付基準額 1,500円 × 定員数
B 通所系	
C 訪問系	1事業所につき給付基準額 25,000円
D 相談系	

定員数は、令和7年10月1日時点の利用定員の数とし、10月以降に新規に開設する場合は、指定または登録時の利用定員の数とします。また、令和7年10月以降、利用定員に変更があった場合、各月1日時点の定員数をもとに支給額を算出します。定員に変更があった場合は、問い合わせ先担当までご連絡ください。

- ・食材料費、その他運営費は、重複申請が可能です。

	【食材料費】	【その他運営費】
入所系（短期入所を除く） …請求区分 A - 1	申請可	申請可
入所系（短期入所） …請求区分 A - 2	×	申請可
通所系…請求区分 B	×	申請可
訪問系…請求区分 C	×	申請可
相談系…請求区分 D	×	申請可

■ 申請単位

申請する事業所ごとに申請書を作成し、運営法人代表者名で申請してください。

【同一所在地にて複数の事業所を運営している場合】

同一所在地で複数の事業所を運営している場合には、以下のとおり重複調整します。

同一所在地であっても、請求区分が異なる場合は、それぞれの事業所が申請することができます（居宅介護と計画相談を運営している場合は2つの事業所として申請）。

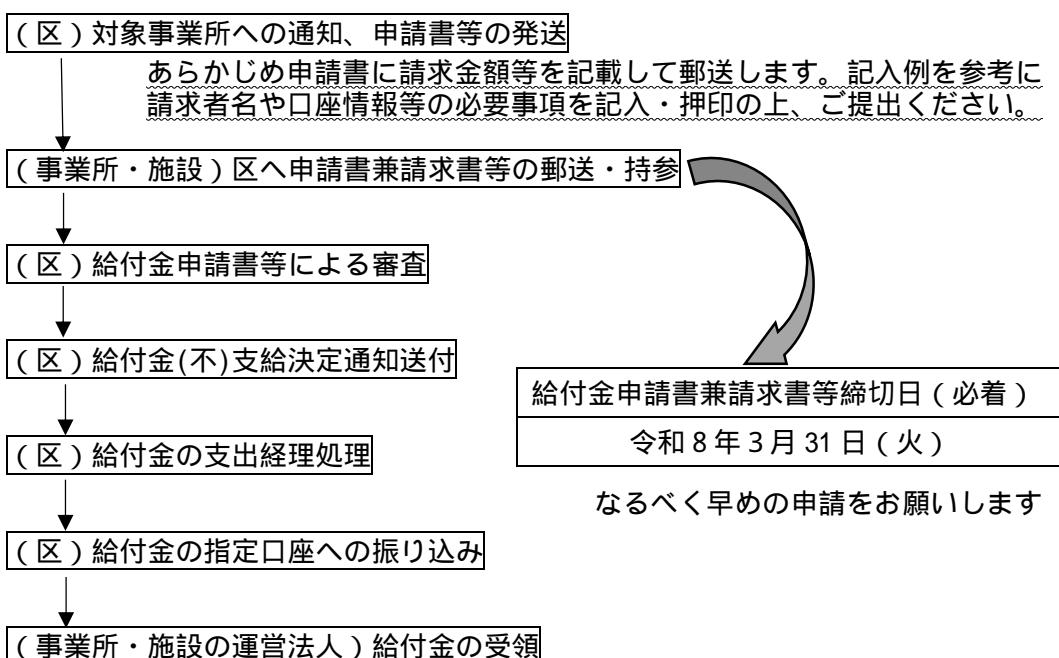
請求区分A（入所系）、請求区分B（通所系）の事業所が同一所在地に複数ある場合は、各事業所が申請することができます。なお、空床利用型の短期入所は申請できません。

請求区分C（訪問系）の事業所が同一所在地に複数ある場合は、1つの事業所のみ請求できます（居宅、重度訪問、同行援護、行動援護、移動支援を運営している場合は1事業所として申請）。なお、訪問系事業所と介護サービスの訪問介護を同一所在地で実施している場合、介護サービスで請求してください。

請求区分D（相談系）の事業所が同一所在地に複数ある場合は、1つの事業所のみ請求できます（計画相談、障害児相談支援を運営している場合は1事業所として申請）。なお、相談系事業所と介護サービスの居宅介護支援を同一所在地で実施している場合、介護サービスで請求してください。

障害福祉サービス事業所に併設する就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、移動支援、日中一時支援は申請できません。

■ 給付金申請の流れ・申請期限



■ 提出書類

練馬区施設等運営支援臨時給付金（食材料費・その他運営費）支給申請書兼請求書
振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し（金融機関・支店名・口座名義・
口座番号がわかる部分）
委任状（運営法人代表者の名義と異なる口座を指定する場合は必要です。）
申請内容の確認のため、そのほかの資料の提供を求める場合があります。

■ 提出先・問い合わせ先

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

障害福祉サービス事業所 【自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、 就労定着支援】	障害者施策推進課 就労支援係 (西庁舎1階) : 03-5984-1387
障害福祉サービス事業所 【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、生活介護、 自立生活援助】	障害者施策推進課 地域生活支援係 (西庁舎1階) : 03-5984-1043
障害福祉サービス事業所 【訪問系事業所（他係担当サービスを除く）、相談系事業 所、地域活動支援センター、日中一時支援事業、児童発達支 援、放課後等デイサービス】	障害者サービス調整担当課 事業者支援係 (西庁舎1階) : 03-5984-2825

郵送または持参で提出してください。

郵送での提出の場合、同封の封筒に切手を貼付してご返送ください。

【障害福祉サービス事業者用】

練馬区施設等運営支援臨時給付金（食材料費・その他運営費）Q & A

質問・回答

Q 1：定員数は、どの人数を記載して申請すればいいか。

A 1：令和7年10月1日現在の指定権者等への届出上の定員で申請してください。なお、区から郵送した申請書にはあらかじめ定員数を記載してあります。また、10月以降に新規に開設する場合は、指定または登録時の利用定員の数とします。
令和7年10月以降、利用定員に変更があった場合、各月1日時点の定員数をもとに支給額を算出します。定員に変更があった場合は、担当までご連絡ください。

Q 2：食材料費、その他運営費は、重複して申請できるのか。

A 2：その他運営費は全ての事業所が対象となります。食材料費の対象となる事業所は、重複して申請できます。

例) 入所系（短期入所を除く）請求区分A-1 食材料費、その他運営費の申請可
請求区分Aの共同生活援助（定員30名）の場合
食材料費 6,000円×30人 + その他運営費 1,500円×30人 = 225,000円

Q 3：事業所を複数運営している場合は、それぞれの事業所ごとに申請できるのか。

A 3：指定権者等への届出上の所在地が異なる場合はそれぞれの事業所ごとに申請できます。
所在地が同一の場合はQ 4を参照してください。

Q 4：同一所在地かつ同一建物内で、請求区分A・B・C・Dグループの施設・事業所を複数運営している場合は、それぞれの施設・事業所ごとに【その他運営費】を申請できるか。

A 4：請求区分A・Bは施設・事業所ごとの申請となります。
請求区分C・Dは区分ごとに1つの事業所として申請いただけます。
なお、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、移動支援、日中一時支援は、障害福祉サービス併設の場合は申請できません。

例) 同一建物で請求区分Bの生活介護と児童発達支援、請求区分Cの訪問系事業所、請求区分Dの計画相談支援の事業所を運営している場合は、それぞれの事業所が【その他運営費】を請求できます。対象となる事業所に申請書等を郵送しています。

例) 同一建物で請求区分Bの生活介護と就労継続支援、請求区分Cの就労定着支援を実施している場合、生活介護と就労継続支援の合計定員で請求できます。就労定着支援は申請できません。

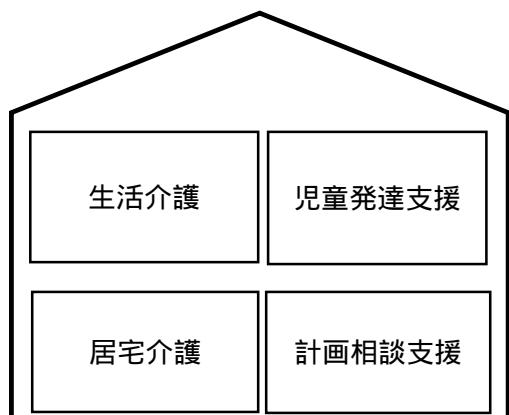
例) 同一事業所で居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を運営している場合は、1つの事業所（訪問系）として【その他運営費】を請求できます。

例) 同一事業所で計画相談支援、障害児相談支援を運営している場合は、1つの事業所（相談系）として【その他運営費】を請求できます。

例) 同一事業所で居宅介護、重度訪問介護、計画相談支援、障害児相談支援を運営している場合は、二つの事業所（訪問系、相談系）として【その他運営費】を請求できます。

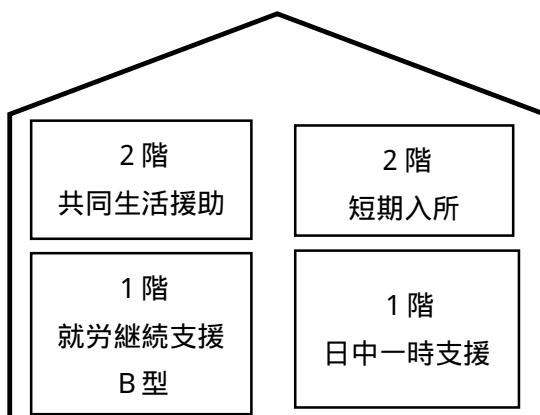
例 1 複合施設の申請例

生活介護 申請可
児童発達支援 申請可
計画相談支援 申請可
居宅介護 申請可



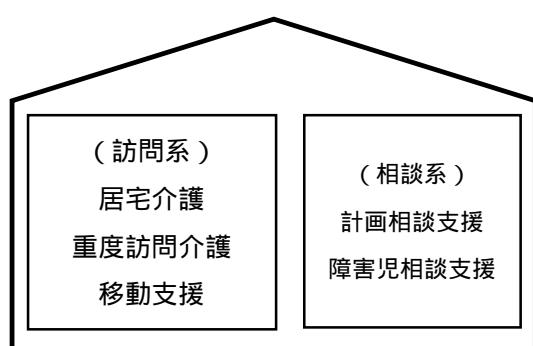
例 2 複合施設の申請例

共同生活援助 申請可
短期入所（空床利用） 申請不可
就労継続支援 B型 申請可
日中一時支援 申請不可



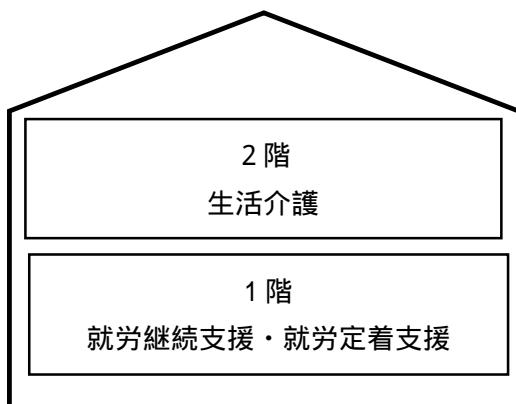
例 3 訪問・計画系の事業所の申請例

居宅介護、重度訪問介護、移動支援
申請可
計画相談支援、障害児相談支援
申請可



例 4 多機能事業所の申請例

就労継続支援 申請可
生活介護 申請可
(多機能事業所として、と
の合計定員で申請)
就労定着支援 申請不可



Q 5 :同一所在地かつ同一建物内で、介護サービス事業所（訪問介護）と請求区分Cの訪問系事業所（居宅介護）を運営しているが、それぞれ事業所ごとに【その他運営費】を申請できるのか。

A 5 :訪問系の場合、介護サービス（訪問介護）と障害福祉サービスを同一所在地で実施している場合、申請は1事業所のみとなります。介護サービスで申請してください。

例) 同一建物で訪問介護（介護サービス）、居宅介護、重度訪問介護を実施している場合、訪問介護（介護サービス）で申請

Q 6 : 同一所在地の同一建物内で、介護サービス事業所（居宅介護支援）と請求区分Dの計画相談支援事業所を運営しているが、それぞれ事業所ごとに【その他運営費】を申請できるのか。

A 6 : 相談系の場合、介護サービス（居宅介護支援）と障害福祉サービスを同一所在地で実施している場合、申請は1事業所のみとなります。介護サービスで申請してください。

例）同一建物で居宅介護支援（介護サービス）、計画相談支援、障害児相談支援を実施している場合、居宅介護支援（介護サービス）で申請

Q 7 : 請求区分Cの複数事業所のうち1つの事業所から申請する場合、どの事業所から申請すればいいか。

A 7 : あらかじめ区から郵送にて申請書をお送りした事業所で申請してください。

Q 8 : 請求区分C・Dグループの事業所は、なぜ所在地ごとに1事業所のみの申請となるのか。

A 8 : この交付金は消耗品等の物価上昇に対する支援を目的としていますが、訪問系、相談系事業所が同一所在地で複数のサービスを運営している場合、一体的に運営しているものとして、申請は1事業所のみとさせていただいております。

Q 9 : 基準該当事業所はどのように申請すればいいか。

A 9 : 基準該当事業所（居宅・重度訪問支援）は、請求区分C【その他運営費】25,000円を申請できます。

Q 10 : 児童発達支援、放課後等デイサービスを提供しているが、どのように申請すればいいか。

A 10 : 請求区分B通所系として【その他運営費】を申請できます。事業所ごとの利用定員で申請してください。

例)・児童発達・放デイ合わせて10名の場合（多機能型） 定員10名
・多機能型5名（重心）+放デイ10名の場合 定員15名
・児童発達10名+放デイ10名の場合（規模別） 定員20名

Q 11 : 日中一時支援は、どのように申請すればいいか。

A 11 : 日中一時支援は、障害福祉サービス事業所（短期入所、就労継続支援等）と併設している場合、対象となりません。

Q12 :【食材料費】について、食事を提供していない共同生活援助申請できないのか。

A 12 : 施設入所支援、共同生活援助事業所において、食事を提供していなくても食事に関する支援（相談、助言等）を実施している場合は、申請できます。

申請する場合、申請書の1対象事業所「事業所において食事に関する支援を実施している」欄にチェック（）をお願いします。

Q13 : 支給対象期間は令和7年10月から令和7年12月とあるが、年度途中で事業所を新規開設、休止した場合の考え方を示してほしい。

A 13 : 【食材料費】は、開設・休止した月により次のとおり減額して申請してください。
なお、【その他運営費】については、年度途中に開設した場合も減額せずに基準額を申請していただけます。

令和7年度途中で新規に開設した事業所

【食材料費】は、開設した月から令和7年12月までの月数を3で割った数を、P2の給付額表に基づき算出した額に乗じて支給額を算出します。

【その他運営費】は減額せずに支給額を算出します。

例) 令和7年11月1日開設のグループホーム（定員5名）の場合

【食材料費】給付基準額 6,000円 × 定員5名 × 2か月 ÷ 3か月 = 20,000円

【その他運営費】給付基準額 1,500円 × 定員5名 = 7,500円

合計 27,500円申請

例) 令和7年11月1日開設の生活介護（定員20名）の場合

【その他運営費】給付基準額 1,500円 × 定員20名 = 30,000円

合計 30,000円申請

令和7年11月から令和7年12月までの間に休止した事業所

【食材料費】は、休止した月から令和7年12月までの月数を3で割った数を、P2の給付額表に基づき算出した額に乗じて減ずる額を算出し、給付額表に基づき算出した額から差し引いて支給額を算出します。

【その他運営費】は減額せずに支給額を算出します。

例) 令和7年11月から12月まで休止するグループホーム（定員10名）の場合

【食材料費】

2か月 ÷ 3 × 給付基準額 6,000円 × 定員10名 = 40,000円 ...

給付基準額 6,000円 × 定員10名 = 60,000円 ...

60,000円 - 40,000円 = 20,000円 (-)

【その他運営費】給付基準額 1,500円 × 定員10名 = 15,000円

合計 35,000円申請

既に満額75,000円の給付を受けている場合には、40,000円の返還となります。

Q14 : 申請者は誰になるのか。

A 14 : 支給対象事業所ごとに運営法人の代表者が申請してください。

Q15：給付金の振込口座はどの口座を指定すればよいか。

A 15：原則として、運営法人名義の口座を指定してください。代表者個人名義の口座や法人名義であっても他の事業所の口座は指定できません。

指定できる例) 株式会社 代表取締役
社会福祉法人 会 理事長

運営法人は事業所から遠方にあり、事業所に直接支給してほしい場合等には、委任状が必要になります。委任状はお送りした様式2を使用してください。

Q16：練馬区施設等運営支援臨時給付金（食材料費・その他運営費）の使途は、限定されるのか。

A 16：給付基準額の設定は、食材料費、消耗品等その他運営費の状況により積算していますが、この給付金の目的は、物価上昇の影響により負担が増加した施設の運営経費を賄うためのものであり、不足する経費に充当することになるため、あらかじめ使途を限定しません。本事業の趣旨を踏まえて支出してください。

なお、他の特定の目的の補助金または給付費を受領する場合（例：ガソリン代の補助）その対象経費には充当できません。

Q17：給付金の使途は限定しないということであるが、法人（事業所）で会計処理等の記録を残しておく必要があるか。

A 17：本事業に係る収入および支出との関係を明らかにした調書を作成し、5年間保管しておいてください。必要に応じて、区から提出を求めることがあります。

Q18：精算は必要か。

A 18：不要です。

Q19：令和8年1月分以降は実施するのか。

A 19：令和8年1月から8年6月分の実施を予定していますが、現時点では詳細は未定です。